

香料ワーキンググループの設置について（案）

（平成 29 年 9 月 26 日 食品安全委員会決定）

1 香料ワーキンググループ設置の趣旨

食品安全委員会では、添加物のうち、着香の目的に使用されるもの（以下「香料」という。）の食品健康影響評価については、これまで、品目ごとの毒性試験データをもとに添加物専門調査会において評価を行ってきた。

食品安全委員会は、平成 28 年 5 月、「香料に関する食品健康影響評価指針」をとりまとめ、化学構造及び代謝の類似性のある類縁化合物の遺伝毒性試験を参照した評価を可能にするとともに、構造クラス分類を踏まえた TTC（毒性学的懸念の閾値）の考え方等を導入した。

今後、香料の審議件数が増えるとともに、当該指針の策定により一般的な添加物とは異なる観点からの評価も必要となることから、化学構造及び代謝の類似性、構造クラス分類等に関連する分野の専門委員の参加を得て調査審議を行うため、食品安全委員会に「香料ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

これに伴い、添加物専門調査会においては、WG の所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WG は、香料の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WG は、専門委員により構成し、その WG に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WG に座長を置き、WG に属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WG の事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WG の構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WG の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、

WGの会議を招集し、その議長となる。

- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成29年10月1日から施行する。